

○小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準

平成 25 年 8 月 1 日

改定

改正 令和元年 7 月 1 日 31 小ご第 200 号

令和元年 12 月 13 日 31 小ご第 1127 号

令和 2 年 12 月 25 日 2 小ご第 1116 号

令和 4 年 7 月 29 日 4 小ご第 381 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成 20 年小牧市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）に係る許可事務について必要な審査基準を定める。

(対象となる一般廃棄物)

第 2 条 対象となる一般廃棄物は、次の各号のいずれかに掲げるものであること。

- (1) 小牧岩倉衛生組合（以下「組合」という。）の構成市（本市又は岩倉市をいう。以下同じ。）における事業活動に伴って生じた一般廃棄物であること。
- (2) 引越し等により構成市内で一時的に多量に生じた一般廃棄物であること。
- (3) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の規定による特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者から収集又は運搬の委託を受けたものであること。
- (4) 本市外で生じた一般廃棄物のうち、事前の協議により、本市内の一般廃棄物処理施設で処分することとなったものであること。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第 3 条 一般廃棄物収集運搬業の許可の申請をしようとする者（以下「収

集運搬業許可申請者」という。)は、法第7条第5項各号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35条。以下「省令」という。)第2条の2各号に定めるもののほか、次に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 収集運搬計画が他市町村の廃棄物と区分ができ、かつ、組合の分別区分に沿って収集運搬ができるものであること。
- (2) 特別管理一般廃棄物の収集運搬がないこと。
- (3) 新規許可申請にあっては、組合の構成市に法人登録されている事務所又は事業所を有し、若しくは有する予定があること。(個人の場合は、組合の構成市に住所を有し、若しくは有する予定があること。)
- (4) 収集運搬の業を自ら営むものであること。
- (5) 再生利用指定又は市の許可若しくは委託を受けずに一般家庭から排出される使用を終了した家電製品等を収集又は運搬するものでないこと。
- (6) 事業の用に供する施設及び収集運搬業許可申請者の能力がその事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

ア 施設に係る基準

- (ア) ごみ関係運搬車は原則として有蓋車とし、し尿等関係運搬車はバキューム車とすること。
- (イ) 運搬車は、継続的な使用権限を有し、かつ、組合の構成市のための専用車を1台以上確保できること。
- (ウ) 運搬車の保管場所を有していること。
- (エ) 運搬車の洗車設備及び洗車場所を確保していること。

イ 別に定める一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準

- (ア) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること(過去に一般廃棄物の収集又は運搬に携わり、優良にその業務を遂行した者もこれに含まれる)
- (イ) 別に定める一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基

準に適合する者であること。

(7) 法第7条第5項第4号チの規定の適用に関し、次のいずれにも該当しないこと。

ア 過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合

イ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ イに掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

エ 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

オ 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員である場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

キ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し

得ないと認められる場合

(8) 許可の更新を受けようとする者は、更新の直前 2 年間に組合の構成市において業務の実績があること。

(9) 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成 19 年小牧市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 36 条に定める一般廃棄物処理手数料が未納になっていないこと。

(10) 直近 2 年分の市町村民税及び固定資産税並びに都市計画税を完納しているものであること。

2 市長は、収集運搬業許可申請者が本市内で行う事業を、一般廃棄物の積み込み又は積み下ろしのいずれかに限定して許可をすることができる。この場合において、前項第 3 号の規定は適用しないものとし、同項第 6 号イの規定の適用については、一般廃棄物の積み込み及び積み下ろしを行う他の市町村において一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合に限り、基準に適合するものとする。

（一般廃棄物処分業の許可基準）

第 4 条 一般廃棄物処分業の許可の申請をしようとする者（以下「処分業許可申請者」という。）は、法第 7 条第 10 項各号及び省令第 2 条の 4 各号の規定のほか、次に定める基準に適合しなければならない。

(1) 主に一般廃棄物の再生を業としており、新規許可申請にあつては、本市に法人登録されている事務所又は事業所を有し、若しくは有する予定があること。

(2) 事業の用に供する施設及び処分業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合すること。

ア 施設に係る基準

(ア) 施設の能力が政令第 5 条に規定する基準以上であつて、法第 8 条第 1 項に規定する設置許可を受けている、又は法第 15 条の 2 の 5 に規定する届出をし、受理されていること。

(イ) 省令第 4 条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準に適合して

いること。

イ 別に定める一般廃棄物処理業の経理的基礎に関する審査基準

(3) 前条第1項第7号の基準に適合すること。

(4) 許可の更新を受けようとする者は、更新の直前2年間で本市において業務の実績があること。

(5) 前条第1項第9号の基準に適合すること。

(6) 直近3年分（本市に事業の拠点を設置してから3年経過していない場合にあっては、設置後から申請時まで）の市町村民税、固定資産税及び都市計画税を完納しているものであること。

（標準処理期間）

第5条 行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する標準処理期間は、一般廃棄物収集運搬業については30日とし、一般廃棄物処分業については60日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

（許可申請に係る添付書類）

第6条 規則第24条に規定するもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可申請に伴う書類及び図面については別表第1によるものとし、一般廃棄物処分業の許可申請に伴う書類及び図面については別表第2によるものとする。

（変更届に係る添付書類）

第7条 規則第26条に規定するもののほか、一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請に伴う書類及び図面については別表第1によるものとし、一般廃棄物処分業の変更許可申請に伴う書類及び図面については別表第2によるものとする。

（許可車両代車届）

第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、運搬許可を受けている車両が、修理又は自動車検査等のため、一定期間使用できず、かつ、当該車両が使用できないため、業務に支障が発生する場合に限り、許可車両代車届（様

式第 1) を届出することにより、代車による収集又は運搬をすることができるものとする。

- 2 許可車両代車届には、代車として使用する運搬車の車検証の写しを添付するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 0 号の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本基準の施行を以て、一般廃棄物収集運搬審査基準（平成 1 0 年 6 月 1 日施行。以下「廃止前基準」という。）は廃止する。ただし、平成 2 5 年 8 月 1 日前に許可のあったものについては、廃止前基準を適用するものとする。

附 則（令和元年 3 1 小ご第 2 0 0 号）

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 3 1 小ご第 1 1 2 7 号）

- 1 この基準は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に改正前の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定に基づき一般廃棄物処理業に係る許可を受けた者については、改正後の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定に基づき一般廃棄物処理業に係る許可を受けた者とみなす。
- 3 この基準の施行の際現に改正前の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 2 年 2 小ご第 1 1 1 6 号）

- 1 この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に改正前の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この基準は、令和４年８月１日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に改正前の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定に基づき一般廃棄物処理業に係る許可を受けた者については、改正後の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業に係る許可を受けた者とみなす。
- 3 この基準の施行の際現に改正前の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第１（第６条、第７条関係）

一般廃棄物収集運搬業

１【申請者が法人の場合】

No.	必要書類	新規	更新	変更
1	一般廃棄物処理業許可申請書（規則第２４条様式第１０）	○	○	
2	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（規則第２６条様式第１４）			○
3	申立書（様式第２）（役員、政令で定める使用人又は発行済み株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主若しくは出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者が法第７条第５項第４号イに規定する者に該当するおそれがあるとして審査に必要な書類の提出を求められた場合は、精神の機能の障害に関する医師の診断書等を添付）	○	○	
4	登記事項証明書	○	○	※ １、 ２
5	株主・出資者に関する調書（様式第３）	○	○	※ ３
6	発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当す	○	○	※ ３

	る出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人の場合は登記事項証明書）			
7	定款（原本証明したものに限る。以下同じ。）又は寄附行為	○	○	※ 2
8	役員及び政令で定める使用人の住民票の写し	○	○	※ 3
9	履歴書（代表者のもの）	○		※ 2
1 0	事業の用に供する施設（洗車場所を除く。）の所有権を有することを証明する書類	○		※ 4
		申請者が所有権を有する場合には、事務所、駐車場及び作業場の土地、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し		
		申請者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等の写し	○	※ 4
1 1	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第4）	※ 8		
1 2	貸借対照表 営業実績2年以上：直近2年分 営業実績2年未満：事業期間分	※ 8		
1 3	損益計算書 営業実績2年以上：直近2年分 営業実績2年未満：事業期間分 （販売費及び一般管理費、売上原価が損益計算書の中で一式計上されている場合には、その内訳書を含む。）	※ 8		
1 4	株主資本等変動計算書 営業実績2年以上：直近2年分 営業実績2年未満：事業期間分	※ 8		
1 5	個別注記表の写し 営業実績2年以上：直近2年分 営業実績2年未満：事業期間分	※ 8		
1 6	法人税、法人の市町村民税及び固定資産税並びに都市計画税の納付すべき額並びに納付済額を証する書	※ 8	※ 8	

	類 営業実績 2 年以上：直近 2 年分 営業実績 2 年未満：事業期間分			
1 7	確定申告書の写し（別表 1（1）、別表 4） 営業実績 2 年以上：直近 2 年分 営業実績 2 年未満：事業期間分	※ 8		
1 8	事業計画書（収集・運搬）（様式第 5）	○	○	
1 9	従業員調書（様式第 6）	○	○	
2 0	保有車両調書（様式第 7）	○	○	※ 5
2 1	車検証の写し（他人の車両を借用する場合は賃貸借契約書の写しを含む。）	○	○	※ 5
2 2	車両の写真（前面（真正面）及び側面（真横）又は斜め前方及び後方から撮影したもの）	○	○	※ 5
2 3	顧客名簿（新規の場合には、覚書等を含む。）（様式第 8）	○	○	
2 4	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の付近の見取図	○	○	※ 4
2 5	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の配置図及び概況が分かる写真	○	○	※ 4
2 6	本市以外の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○	
2 7	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	※ 6、8		
2 8	今後 5 年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書	※ 6、8		
2 9	その他市長が必要と認めるもの	○	○	※ 7

（注）

※ 1 主たる事務所の所在地の変更

※ 2 名称又は代表者氏名の変更

※ 3 法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）、

役員、使用人及び株主等の変更

※ 4 事務所又は事業場の変更

※ 5 事業の用に供する主要な施設の変更

※ 6 経理的基礎の判定後に指示した場合のみ

※ 7 指示した場合のみ

※ 8 第 3 条第 2 項の規定による許可の場合は不要

2 【申請者が個人の場合】

No.	必要書類		新規	更新	変更
1	一般廃棄物処理業許可申請書		○	○	
2	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書				○
3	申立書（申請者、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）又は政令で定める使用人が法第 7 条第 5 項第 4 号イに規定する者に該当するおそれがあるとして審査に必要な書類の提出を求められた場合は、精神の機能の障害に関する医師の診断書等を添付）		○	○	
4	住民票の写し		○	○	※ 1、 2、 3
5	営業証明書		○	○	
6	申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書）		○	○	※ 3
7	履歴書		○		※ 2
8	事業の用に供する施設（洗車場所を除く。）の所有権を有することを証明する書類	申請者が所有権を有する場合には、事務所、駐車場及び作業場の土地、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し	○		※ 4
		申請者が所有権を有しな	○		※ 4

		い場合には、賃貸借契約書等の写し			
9	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		○		
10	資産に関する調書（様式第9）		○		
11	直前2年の個人の市町村民税及び固定資産税並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の写し（給与所得者である場合には、市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類に代えて、納税証明書が添付できない理由書及び源泉徴収票の写し）		○	○	
12	確定申告書の写し 営業実績2年以上：直近2年分 営業実績2年未満：事業期間分	第1面	○		
13	事業計画書（収集・運搬）		○	○	
14	従業員調書		○	○	
15	保有車両調書		○	○	※5
16	車検証の写し（他人の車両を借用する場合は賃貸借契約書の写しを含む。）		○	○	※5
17	車両の写真（前面（真正面）及び側面（真横）又は斜め前方及び後方から撮影したもの）		○	○	※5
18	顧客名簿（新規の場合には、覚書等を含む。）		○	○	
19	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の付近の見取図		○	○	※4
20	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の配置図及び概況が分かる写真		○	○	※4
21	小牧市以外の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可証の写し		○	○	
22	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類（所得税の青色申告を行っている場合には、直前期の所得税青色申告決算書の写しを含む。）		※6		

2 3	今後 5 年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書	※ 6		
2 4	その他市長が必要と認めるもの	○	○	※ 7

(注)

- ※ 1 主たる事務所の所在地の変更
- ※ 2 氏名又は名称の変更
- ※ 3 法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。)、役員、使用人等の変更
- ※ 4 事務所又は事業場の変更
- ※ 5 事業の用に供する主要な施設の変更
- ※ 6 経理的基礎の判定後に指示した場合のみ
- ※ 7 指示した場合のみ

別表第 2 (第 6 条、第 7 条関係)

一般廃棄物処分業

No.	必要書類	新規	更新	変更
1	一般廃棄物処理業許可申請書	○	○	
2	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書			○
3	申立書(役員、政令で定める使用人又は発行済み株式総数の 1 0 0 分の 5 以上の株式を有する株主若しくは出資の額の 1 0 0 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者が法第 7 条第 5 項第 4 号イに規定する者に該当するおそれがあるとして審査に必要な書類の提出を求められた場合は、精神の機能の障害に関する医師の診断書等を添付)	○	○	※ 3
4	登記事項証明書	○	○	※ 1、2
5	株主・出資者に関する調書	○	○	※ 3
6	発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 1 0 0 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人の場合は登記事項証	○	○	※ 3

	明書)			
7	定款（原本証明したものに限る。以下同じ。）又は寄附行為	○	○	※ 2
8	役員及び政令で定める使用人の住民票の写し	○	○	※ 3
9	履歴書（代表者のもの）	○		※ 2
1 0	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○		
1 1	貸借対照表 営業実績 3 年以上：直近 3 年分 営業実績 3 年未満：事業期間分	○	○	
1 2	損益計算書 営業実績 3 年以上：直近 3 年分 営業実績 3 年未満：事業期間分 （販売費、一般管理費及び売上原価が損益計算書の中で一式計上されている場合には、その内訳書を含む。）	○	○	
1 3	株主資本等変動計算書 営業実績 3 年以上：直近 3 年分 営業実績 3 年未満：事業期間分	○	○	
1 4	個別注記表の写し 営業実績 3 年以上：直近 3 年分 営業実績 3 年未満：事業期間分	○	○	
1 5	法人税、法人の市町村民税及び固定資産税並びに都市計画税の納付すべき額並びに納付済額を証する書類 営業実績 3 年以上：直近 3 年分 営業実績 3 年未満：事業期間分	○	○	
1 6	確定申告書の写し（別表 1（1）、4） 営業実績 3 年以上：直近 3 年分 営業実績 3 年未満：事業期間分 （勘定科目内訳明細書のうち買掛金（未払金・未払費用）の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書を添付すること。）	○	○	
1 7	事業計画書（処分）（様式第 1 0）	○	○	

1 8	事業の用に供する施設に関する書類	事業場内の見取り図（施設、保管施設、建物の位置を記載）	○		※ 5
		施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	○		※ 5
		法第 8 条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し	○		※ 5
		中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等）	○		※ 5
		中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書（様式第 1 1）	○		※ 5
		最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第 8 条の許可を受けた施設である場合を除く。）	○		※ 5
1 9	事業の用に供する土地に関する書類	当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の	○		※ 5

	賃貸借契約書等の写しを添付)			
	建物がある場合は、建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付）	○		※ 5
	公図（事業場の範囲、施設、保管施設の位置を記載）	○		※ 5
	土地所有者の承諾書（土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不要）	○		※ 5
	隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し（公道等を挟んでいる土地は不要）	○		※ 5
2 0	当該申請に係る規制法令確認状況表（他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可証等の写しを添付）	○		
2 1	処分後に発生する廃棄物の処理方法を記載した書類（様式第 1 2）	○	○	
2 2	顧客名簿（新規の場合には、覚書等を含む。）	○	○	
2 3	従業員調書	○	○	
2 4	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の付近の見取図	○	○	※ 4
2 5	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の配置図及び概況が分かる写真	○	○	※ 4
2 6	本市以外の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○	
2 7	一般廃棄物の処分に関する講習の修了証の写し（受	○	○	

	講者は、役員又は政令使用人であること。)			
2 8	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	※ 6	※ 6	
2 9	今後 5 年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書	※ 6	※ 6	
3 0	その他市長が必要と認めるもの	○	○	※ 7

(注)

- ※ 1 主たる事務所の所在地の変更
- ※ 2 名称又は代表者氏名の変更
- ※ 3 法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）、役員、使用人及び株主等の変更
- ※ 4 事務所又は事業場の変更
- ※ 5 事業の用に供する主要な施設の変更
- ※ 6 経理的基礎の判定後に指示した場合のみ
- ※ 7 指示した場合のみ

